平成２２年（フ）第１１４４９号
東京都八王子市子安町３丁目14―３
債務者　小峯　眞治
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４５０号
東京都八王子市大和田町７丁目13―１―203
債務者　鎭西　昭保
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４５１号
埼玉県入間市大字木蓮寺591―13
債務者　小室　勝人
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４５２号
東京都日野市大字日野411―５―202
債務者　小峰　聡樹
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４７０号
神奈川県川崎市中原区下小田中４丁目16―18―303
債務者　小杉恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４７２号
千葉県船橋市南三咲３丁目７―６
債務者　小関美知子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４７４号
東京都杉並区上井草２丁目28―９―Ｂ―102
債務者　竹浦由紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５０１号
埼玉県ふじみ野市大原２丁目４―21―105
債務者　飯塚　ハツ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５０２号
神奈川県横浜市南区弘明寺町字前田120―201
債務者　土永　朋子（旧姓桑本）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５０３号
埼玉県朝霞市栄町１丁目５―74―803
債務者　齋藤　淳子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５０４号
東京都江戸川区西小岩３丁目23―３―101
債務者　前田　昌則
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５１２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―27―302
債務者　酒井　直美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５１６号
東京都北区十条仲原３丁目10―11―208
債務者　関　　敏哉
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５２４号
神奈川県川崎市高津区下作延1880―206
債務者　宮口　淳子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５３４号
千葉県匝瑳市平木3167
債務者　戸村　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５３７号
東京都中野区江原町１丁目３―10―303
債務者　花生　輝美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部